



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 大 豊 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 水 島 久 尾
(コード番号 1 8 2 2 東証第 1 部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 長 上 島 明 彦
(TEL 0 3 - 3 2 9 7 - 7 0 0 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社企業集団のコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役会の増員が可能となるよう、現行定款第 19 条の取締役の員数を 8 名以内から 10 名以内に変更するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務を執行しない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 31 条および第 40 条の一部を変更するものであります。なお、第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意をえております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所をしめしております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 第 19 条 当社の取締役は、 <u>8 名以内</u> とする。 | 第 19 条 当社の取締役は、 <u>10 名以内</u> とする |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第 31 条</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | <p>第 31 条</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法 427 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> |
| <p>第 40 条</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>第 40 条</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更のための効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上